

平成 26 年 1 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス
 代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 司
 (J A S D A Q ・ コード 6634)
 問 合 せ 先
 役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長兼経営企画部部长 石原 直樹
 電 話 03-5766-9870

(訂正)「第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

平成26年1月22日に公表いたしました「第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」について、内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【P. 1】

1. 募集の概要

(1) 転換社債型新株予約権付社債の概要

(訂正前)

(4) 当該発行による潜在株式数	643,0000 株
------------------	------------

(訂正後)

(4) 当該発行による潜在株式数	643,000 株
------------------	-----------

【P. 14】

(新株予約権付社債に関する事項)

(訂正前)

新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成 26 年 2 月 6 日から平成 29 年 2 月 5 日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。但し、当社が本社債を繰上償還した場合は償還日の全営業日まで、期限の利益を喪失したときまで当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成 26 年 2 月 7 日から平成 29 年 2 月 6 日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。但し、当社が本社債を繰上償還した場合は償還日の全営業日まで、期限の利益を喪失したときまで当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
------------	---

【P. 15】

(新株予約権付社債に関する事項)

(訂正前)

(注) 2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(訂正後)

(注) 2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第3回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

以 上